

工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて

平成 20 年 2 月 26 日 19 建企第 587 号

最終改正 平成 25 年 5 月 21 日 25 建企第 108 号

工事成績評定（以下「工事成績」という。）が著しく低い評価を受けた建設業者の入札参加を一定期間規制することで、工事品質の確保を図るものである。このため、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号）第 3 条第 1 項第 12 号の工事成績評定点に関し、別に定める基準及び長崎県建設工事の指名基準（平成 8 年長崎県告示第 1111 号の 2）4 の（1）の基準を以下のとおりとする。

1 規制対象範囲

① 対象業者

長崎県の建設工事入札参加資格を有する建設業者のうち、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した原則として請負金額 500 万円以上の工事で、65 点未満の工事成績評定を受けたもの

② 対象工事

県が発注する全ての競争入札

2 入札参加規制期間

① 工事成績 60 点以上 65 点未満の場合は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から起算して 30 日間

② 工事成績 60 点未満の場合は、通知日の翌日から起算して 60 日間

ただし、65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年 4 月 27 日長崎県告示第 599 号の 6）第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、入札参加規制期間から、指名停止を受けた期間を減ずるものとする。

3 その他

① 入札事務における入札参加規制の判断基準

届出書等の提出期限（指名競争入札の場合は入札執行通知）の日から落札決定の日までの期間の全てまたは一部に、2. の入札参加規制期間が含まれないこと。

② 入札参加者への周知

（1）一般競争入札について

共通事項書において以下の内容により周知する。

- 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以

下「通知日」という。)の翌日から30日間の全部又は一部。

- 工事成績60点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から60日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

(2) 指名競争入札について

- ・ 入札執行通知書において以下の内容を記載し周知する。

- 工事成績65点未満の工事成績評価通知を受けたものは、「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて」に該当する期間の入札参加規制をおこなない、本入札に参加できないものとする。

(3) 工事成績評価通知書について

- a. 工事成績評価通知書において以下の内容を記載し周知する。

- 工事成績65点未満を受けたものについては、「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて」に基づき入札参加規制をおこなうものとする。

- b. 工事成績65点未満のものに工事成績評価通知書を交付する際に、本取り扱い文書を添付する。

③ 債務負担行為工事の取り扱い

- ・ 債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についても、工事成績を通知することとし、この入札参加規制を適用する。

④ 下請負の取り扱い

- ・ この取り扱いに該当する業者に対しては、下請負を禁止するものではない。

⑤ 入札参加者の取り扱い

(1) 入札書投函前の事務処理

- ・ 入札書投函前に65点未満の通知を受けたものが入札参加者と判明した場合は、発注機関は速やかに競争参加資格若しくは指名を取り消すものとする。

(2) 電子入札案件での入札書投函後の事務処理

- ・ 電子入札対象案件において、入札書投函後から落札決定日の前日までに65点未満の通知を受けたものの入札書は無効とする。

4 適用の時期

- ・ 平成20年4月1日以降に公告(指名競争入札においては、入札執行通知)する工事から適用する。

なお、公共工事の指名競争入札における業者選定に関する評価基準の運用について(平成17年3月23日付け16技第347号)は廃止する。

- ・ 平成20年7月22日以降に公告(指名競争入札においては、入札執行通知)する工事から適用する。(平成20年7月9日付け20建企第239号)(対象業者

の変更)

- 平成 21 年 7 月 21 日以降に公告（指名競争入札においては、入札執行通知）する工事から適用する。（平成 21 年 7 月 21 日付け 21 建企第 246 号）
- 平成 23 年 4 月 1 日以降に公告（指名競争入札においては、入札執行通知）する工事から適用する。（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 建企第 698 号）
- 平成 25 年 6 月 1 日以降に公告（指名競争入札においては、入札執行通知）する工事から適用する。（平成 25 年 5 月 21 日付け 25 建企第 108 号）